



四国税理士会報

第428号
2021.10.15

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

高松国税局と定例懇談会
広報部ニュース

四国水族館

撮影者 高松支部
二川 博之



ホームページのQRコードはこちら

税の広場

インボイス制度における仕入税額控除の要件について

前号に引き続き、令和5年10月1日からの消費税に導入される適格請求書等保存方式について、今回は仕入税額控除の要件に触れておきたいと思います。

本制度では、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、本制度の開始後6年間は、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の80%又は50%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

まず、保存すべき帳簿については、現行の区分記載請求書等保存方式と同様の記載事項が要求されます。一方、保存すべき請求書等は以下のものとなります。

- (1) 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- (2) 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手側の確認を受けたものに限る）
- (3) 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- (4) 上記（1）から（3）の書類に係る電磁的記録

また、これらの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

- (1) 適格請求書の交付義務が免除される取引のうち、次に掲げる取引
 - ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送で3万円未満のもの
 - ② 自動販売機・自動サービス機による課税資産の譲渡等で3万円未満のもの
 - ③ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- (2) 適格請求書の記載事項（取引年月日を除く）を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- (3) 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- (4) 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- (5) 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

●現行では「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除の適用が認められましたが、適格請求書保存方式開始後はこの規定は廃止されます。ご留意下さい。

お国自慢

愛媛

渡部 義行 (松山支部)

松山総合公園

松山市中心部、松山城の西方に松山総合公園があります。松山城(勝山)の標高132mに対し、松山総合公園(大峰ヶ台)は140mで肩を並べるようにたたずんでいます。

この公園は松山市政100年を記念して建設されたもので、姉妹都市ドイツ・フライブルグとの友好関係から、山頂の展望台はヨーロッパの古城をイメージされて造られています。



この公園の見どころは、展望台からの眺望と季節に咲き誇る花でしょう。

展望台から東方向には松山の城下町が広がり、天気の良い日には、遥か遠くに石鎚山や瓶ヶ森を望むことができます。そして、北西方向には、三津浜や瀬戸内海、伊予富士といわれる興居島の小富士山が望めます。まさに絶景です。夜景ファンからは「展望台から見える松山城のライトアップとその城下町の街明かりは印象的でロマンチック」だと評されています。一見の価値がありますね。

また、この公園には、ソメイヨシノを中心とする約1,000本の桜が植栽されている「さくらの丘」や松山市の市花である椿500種がある「椿園」、更に、ヤマアジサイ、ガクアジサイなど20種、約1,500本が鮮やかに咲く「紫陽花園」があります。

そのほか遊歩道などには、サザンカ、梅、ツツジ、コウテイダリア、楓などもあり、1年を通して花を楽しむことができ、季節の移ろいを感じることができます。

園内の施設には、「坊ちゃん夢ランド」など子どもが遊べる遊具や「ドックラン」も設けられていますので、家族でピクニックもよし、デートもよし、一人で散策やウォーキングもよしです。

コロナ禍で外出もままならないところですが、機会があればぜひお越しください。





四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料2,000円+請求1口座につき110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索